転　出　届（転出証明書申請書）

※太枠内は漏れなくご記入ください
なお、消せるボールペンや鉛筆で記入しないでください。

届出者（申請者）	住所	〒		
	ふりがな		電話	（　　）　　－ （自宅・勤務先・携帯） ※平日の昼間に、連絡のとれる電話番号を記入
	氏名			
転出する人との続柄	□ 本人　□ 同一世帯員（具体的に：　　）例：母、長女の二男 など □ その他（具体的に：　　）			
転出日	令和　　年　　月　　日	届出日	令和　　年　　月　　日	

新しい住所	新しい世帯主（氏名）
□ 申請者の住所に同じ	□ 申請者に同じ
今までの住所	**今までの世帯主（氏名）**
□ 申請者の住所に同じ 尾張旭市	□ 申請者に同じ

	転出する方の氏名・性別	生年月日	続柄	マイナンバーカード（写真付）
ふりがな		明　大　昭　平　令 年　　月　　日	本人（世帯主） ・夫・妻・子 ・その他 （　　）	**有 ・ 無**
1	□ 申請者に同じ　男　女			
ふりがな		明　大　昭　平　令 年　　月　　日	本人（世帯主） ・夫・妻・子 ・その他 （　　）	**有 ・ 無**
2	男　女			
ふりがな		明　大　昭　平　令 年　　月　　日	本人（世帯主） ・夫・妻・子 ・その他 （　　）	**有 ・ 無**
3	男　女			
ふりがな		明　大　昭　平　令 年　　月　　日	本人（世帯主） ・夫・妻・子 ・その他 （　　）	**有 ・ 無**
4	男　女			

※マイナンバーカード（写真付）をお持ちの方で下記の項目全てに当てはまる方は、カードを利用した転出手続きができます。この場合、紙の転出証明書は発行されません。
（該当するものにチェック☑を付けてください。）

□カードが有効期限内である。

□転出した日から 14 日以内に転入の手続きができる。　※手続きまで 14 日を過ぎると、転出証明書が必要になります。また、カードの継続利用ができなくなりますので、ご注意ください。

全てにチェックがついた方へ　➡　カードを利用した転出を　□希望します（カードのコピーを同封してください。）

□希望しません

＜申請方法＞

本申請書と下記を同封して、尾張旭市役所市民課へ送付してください。

1　返信用封筒（返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼付してください。）
　※　お急ぎの場合は、速達と明記し、速達分の切手を貼付してください。
2　申請者の本人確認書類のコピー
　・　１点でよいもの（マイナンバーカード（写真付）、運転免許証、パスポートなど、官公庁発行の顔写真つき身分証明書）
　・　２点必要なもの（健康保険の資格確認書、年金手帳など、官公庁が発行する身分証明書）

＜注意事項＞

1　転出証明書は、原則として、転出前の場合は転出前住所、転出後の場合は転出先住所に送付します。その際、転送不可の郵便で送付いたします。
2　申請できる方は、原則として、同一世帯の方に限られます。それ以外の方が申請する場合は、必要なものが異なりますので、電話やホームページ等でご確認ください。
3　電話で申請内容の確認を取ることがあります。電話で内容確認ができない場合には、一旦申請を返送することがありますので、ご了承ください。
4　健康保険の資格確認書のコピーを添付する場合は、保険者番号及び被保険者記号・番号にマスキングを施してください。また、それらの情報が含まれる QR コードの記載がある場合は、QR コードも併せてマスキングを施してください。

申請書送付先　〒488-8666　（住所不要）尾張旭市役所　市民課　市民係（電話 0561-76-8130）

事務処理
受付
□全部 □一部
CS 確認
作成
確認
受理通知
各課連携 有 ・ 無
転出証明書
特例 TEL